

別紙

本人が確認できる公的証明書等について

当社のお客様個人情報（保有個人データ）の開示等請求にあたりましては、以下の書類で本人確認をさせていただきます。

< 1枚で証明できるもの > ・マイナンバーカード（個人番号カード）※ ※マイナンバーカード（個人番号カード）の記載のない表面のみ ・有効な日本国旅券 ・運転免許証（国内で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む。） ・住民基本台帳カード（写真付き） ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの） ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの） ・官公庁（共済組合を含む。）がその職員に対して発行した写真の貼られた職員証明書 ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人がその職員に対して発行した写真の貼られた職員証明書 ・総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の適用を受ける特別法人（平成16年4月1日現在、公団7法人、事業団2法人、公庫6法人、特殊銀行・金庫3法人、特殊会社12法人、その他12法人）がその職員に対して発行した写真の貼られた職員証明書	< 2枚で証明できるもの（A） > ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・船員保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金証書 ・厚生年金保険年金証書 ・船員保険年金証書 ・共済年金証書 ・恩給証書 ・一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書及び登録印 ・顔写真が貼ってある身体障害者手帳 < 上記（A）1枚とセットで証明できるもの > （下記のうち2枚は不可） ・失効した日本国旅券 ・学生証・生徒手帳（いずれも写真付きのもの） ・会社等の社員等証明書（写真付き） ・公の機関が発行した資格証明書（写真付き） ・母子手帳
---	--